



第84回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



場所

神戸市兵庫区西柳原町5番26号
当社本社 5階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

<株主提案（第4号議案および第5号議案）>

- 第4号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 第5号議案 自己株式取得の件

新型コロナウイルス感染症への対応

当日、株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、当社の役員および係員はマスクを着用させていただきます。その他、感染予防のための措置を講じますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、安全上の理由により、昨年と同様にご来場の株主の皆様への「お土産」を取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第84回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	17
連結計算書類	35
計算書類	47
監査報告	55

(証券コード 4462)

2022年6月8日

株 主 各 位

神戸市兵庫区西柳原町5番26号
石原ケミカル株式会社
代表取締役社長 酒井保幸

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、株主の皆様には可能な限り書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき（3頁から5頁をご参照ください）、極力、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。書面またはインターネット等による議決権の事前行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付時間：午前9時）
2. 場 所 神戸市兵庫区西柳原町5番26号
当社本社 5階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第84期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

<株主提案（第4号議案および第5号議案）>

第4号議案および第5号議案は一部の株主様からのご提案であり、取締役会としては両議案に**反対**しております。反対の理由は、株主総会参考書類13頁から16頁に記載の通りでございます。

第4号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

第5号議案 自己株式取得の件

※上記の株主提案(第4号議案および第5号議案)に係る議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」(12頁から16頁)に記載のとおりであります。

4. 議決権行使にあたっての注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

また、株主提案である第4号議案「譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件」は、会社提案である第3号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件」の修正提案であるため、第3号議案と第4号議案は両立しない関係にあります。

したがって、双方に賛成された場合は、第3号議案および第4号議案への議決権の行使は無効とさせていただきますので、ご注意ください。

以上

- ~~~~~
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.unicon.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主総会当日の各種運営方法を変更する場合がございます。変更の際は、当社ウェブサイト等によりご案内申し上げます。
 - ◎当日、当社の役員および係員はクールビズにて対応させていただきますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 ▶ 2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

インターネット等により議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

行使期限 ▶ 2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで



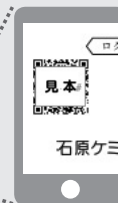
複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

5頁に詳しくご紹介しています



株主総会に出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 ▶ 2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使
期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書
石原ケミカル株式会社 御中 議決権の数
株主総会日 2022年6月28日

貴社は上記議案の取締役会（取締役会または委員会を含む）の議案につき、行使する議決権の数（議決権の数）の記入をお願いします。2022年6月 日付

会社提案議案			株主提案議案		
議案	原案に対する賛否		議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否	第4号	賛	否
第2号	賛	否	第5号	賛	否
第3号	賛	否			

議決権の数に1票ごとに1票となります。

お 留 意

- 各項目毎案ごとに投票の際は、議決権行使書用紙を1枚ずつお送りください。以下のいずれかの方法によりお早めには議決権行使ください。
①封筒等に封入して郵便でお送りください。
②お早めにご提出ください。
- 議決権行使書用紙に「議決権行使書」の記載がある場合は、必ず「議決権行使書」に記載のID、パスワードにてログイン後、議決権行使を行います。
- 議決権行使書用紙に記載する事項と異なる場合は、必ず「議決権行使書」に記載のID、パスワードにてログイン後、議決権行使を行います。

ログインID
XXXXXXXXXXXX-XXXX
仮パスワード
XXXXXX

石原ケミカル株式会社

第4号議案は第3号議案に対する修正提案でありますので、第3号議案および第4号議案のいずれにも賛成する旨の議決権行使をされた場合、第3号議案および第4号議案への議決権の行使は無効としてお取扱いいたします。

第4号議案および第5号議案は、一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案にいずれも反対しております。詳細は12頁から16頁をご参照ください。

←こちらを切り取ってご返送ください。

→インターネット等による議決権行使に必要な
<ログインID>と<仮パスワード>が記載されております。

→こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：【賛】の欄に○印

▶ 反対の場合：【否】の欄に○印

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

会社提案議案

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否

株主提案議案

議案	原案に対する賛否	
第4号	賛	否
第5号	賛	否

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

会社提案議案

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否

株主提案議案

議案	原案に対する賛否	
第4号	賛	否
第5号	賛	否

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

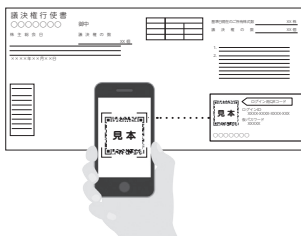
監査報告

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンをご利用の方

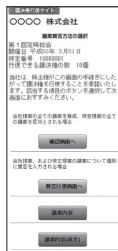
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



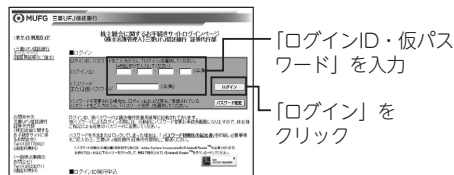
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

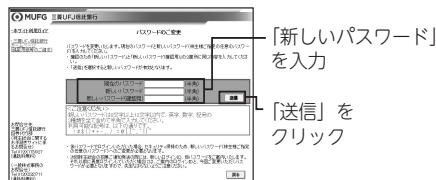
パソコン等をご利用の方

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(議決権電子行使プラットフォームについて)

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

株主総会参考書類

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

議案および参考事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金およびその他の剰余金の処分につきましては、業績に裏付けられた安定的で継続的な配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた弾力的な還元策を図るという基本方針のもと、経営環境と当期の業績を考慮し、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金14円

総額 219,329,768円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 1,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会において、年額230百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額40百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、報酬委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）です。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年5万株以内といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）、継続して、当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、譲渡制限期間中、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、役務提供期間が満了する前に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2021年2月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告26頁から28頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。ま

た、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額40百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年5万株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈化率は0.3%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものと判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

＜株主提案（第4号議案および第5号議案）＞

第4号議案および第5号議案は、一部の株主様からのご提案によるものであります。なお、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第4号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

1. 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2013年6月26日開催の定時株主総会において、年額230百万円以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに年額230百万円以内、付与株式数の上限184,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

2. 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役とするのみならず、監査役、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

【取締役会の意見】

反 対	取締役会としては、次の理由により本議案に 反対 いたします。
------------	---------------------------------------

当社の取締役の報酬については、短期および中長期にわたる企業価値の向上並びに持続的な成長へのインセンティブとして有効に機能し、各取締役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬としての月額報酬（定期同額給与）と各年度の企業業績に連動する業績連動報酬としての取締役賞与（利益連動給与）によって構成しており、また、社外取締役の報酬につきましては、高い独立性の確保の観点から、月額報酬（定期同額給与）のみによって構成しております。これら報酬については、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会においてご承認いただいた、当社の取締役の報酬等の限度額である年額230百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の範囲内で支給しております。

また、当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入に関する議案を、2022年6月28日開催予定の第84回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議し、同日付で「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」を公表しました。

本制度は、取締役報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。

本制度は、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会においてご承認いただいた、当社の取締役の報酬等の限度額である年額230百万円とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給するもので、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額は年額40百万円以内とし、対象取締役への具体的な支給時期および配分等については、報酬委員会の審議を経て取締役会において決定いたします。また、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年5万株以内とします。なお、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額および普通株式の総数は、上記の取締役報酬の基本方針に基づき、基本報酬および業績連動報酬との適切なバランス等を考慮し、報酬委員会に諮問の上、取締役会において決定したものです。

本制度の導入により、当社の取締役報酬は、基本報酬としての月額報酬（定期同額給与）と各年度の企業業績に連動する業績連動報酬としての取締役賞与（利益連動給与）（これら現金報酬の年額総額230百万円以内）、そして非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬（年額総額40百万円以内）によって構成されることとなります。

こうした報酬制度下において、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役に対する同報酬額の上限を年額総額230百万円（付与株式数の上限184,000株）という多額に設定し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するとする本株主提案は、基本報酬および業績連動報酬とのバランスを欠き、また、当社の利益水準に鑑みてステークホルダー間でのバランスを著しく欠く過大な報酬枠であると考えております。

また、本株主提案では、社外取締役および監査役も譲渡制限付株式報酬制度の対象とすることが示されておりますが、当社の本制度においては、社外取締役および監査役については、高い独立性の確保の観点から、対象には含めておりません。

さらに、本株主提案では、譲渡制限期間は、付与から3年間とすることが示されており、対象取締役の在任中にも譲渡制限が解除されうる設計とされていますが、当社の本制度においては、在任中に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを継続的に与える観点から、当社又は当社の子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等するまでの間を譲渡制限期間としております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第5号議案 自己株式取得の件

1. 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,600,000株、取得価額の総額金2,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

2. 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

【取締役会の意見】

反 対	取締役会としては、次の理由により本議案に 反対 いたします。
------------	---------------------------------------

当社は、健全な経営基盤を維持するため内部留保の充実を図るとともに、内部留保資金については、研究開発、新規事業・新技術開発、M&Aなど将来の企業価値を高めるための投資に優先して充当することを基本的な方針としております。当社の中期経営計画においても、中長期的な企業価値向上に向けて、隣接分野や新地域への参入を含めた重点課題を設定して、今後も積極的に投資を行ってまいります。

また、当社は、業績に裏付けられた安定的で継続的な配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を検討するなど弾力的な還元策を図るとともに、配当に加えて自己株式取得も機動的に組み合わせて行うことにより、実質的な株主還元の一層の強化を図る方針としております。なお、当社定款7条には、取締役会の決議によって自己株式取得を行うことができる旨の定めが置かれておりますので、株主総会でご決議いただくことなく、機動的に自己株式取得を行うことが可能です。

これらの方針のもと、当社は、毎年継続的に増配を重ねるとともに、自己株式取得も機動的に随時行っており、直近では2021年7月に200,000株の自己株式を取得し、本日時点で、発行済株式総数の約3.9%に相当する自己株式を保有しております。

今後も、上記方針に基づき、研究開発投資や新規事業への投資などにより中長期的な企業価値向上に向けて取り組むとともに、業績に裏付けられた安定的な配当を含めた株主還元の強化を図ってまいります。

一方、1年間で株式総数1,600,000株、取得価格総額2,000百万円の自己株式を取得するとする本株主提案は、当社の上記方針や2022年3月期実績の親会社株主に帰属する当期純利益が2,049百万円であることなどを踏まえると、過大な自己株式取得を想定したものであり、当社株式の流動性に鑑みても不適切なものであると考えております。

以上のことから、当社の上記方針の下、当社株式の取引状況や株価動向も踏まえながら、機動的に随時自己株式の取得を実施することが適切であると考えております。
したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続きました。また、新型コロナウイルスの新たな変異株の発生など、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しは未だ不透明であります。

このような状況の中、当社グループは、前年から引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務等を実施したうえで、Web会議システムを活用した営業活動を進めるなど、高付加価値製品の市場展開に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高19,036百万円（前年比12.2%増）、営業利益2,355百万円（前年比38.1%増）、経常利益2,514百万円（前年比35.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,049百万円（前年比36.2%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、当連結会計年度の売上高は269,271千円減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

＜金属表面処理剤及び機器等＞

電子部品業界は、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワーク、巣ごもり需要の拡大による恩恵を受け、パソコン、タブレット、家庭用ゲーム機の需要増や5Gの普及に伴うサーバーの需要拡大などの要因により、金属表面処理剤は好調に推移しました。

また、化成処理液自動管理装置等は、スマートフォン、タブレット、パソコン及びデータサーバー向けパッケージ基板が好調だったことにより、設備投資が旺盛となり、販売は好調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、10,569百万円（前年比16.5%増）となりました。

<電子材料>

機能材料加工品は、半導体市況が依然好調であり、半導体製造及び検査装置向けセラミック及びエンブラの販売は堅調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、791百万円（前年比23.9%増）となりました。

<自動車用化学製品等>

エアコン洗浄剤は、取組カーディーラーの拡大、さらには新型コロナウイルス感染症の影響による消費者の衛生意識の向上もあり、販売は好調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、3,155百万円（前年比9.3%増）となりました。

<工業薬品>

特殊鋼板の減産による薬剤の使用量減及び「収益認識に関する会計基準」を適用した影響がありましたが、鉄鋼会社を中心に需要の回復と新規商材の拡販により、前年を上回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、4,519百万円（前年比3.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、328百万円で主なものは生産設備の維持更新、および本社研究開発用機器の増強等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第81期 (2019年3月期)	第82期 (2020年3月期)	第83期 (2021年3月期)	第84期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)	15,756	16,785	16,967	19,036
経常利益(百万円)	1,561	1,529	1,853	2,514
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,135	1,049	1,504	2,049
1株当たり当期純利益(円)	69.63	64.68	93.66	130.01
総資産(百万円)	22,742	22,945	24,940	25,884
純資産(百万円)	18,481	18,909	20,526	21,494
1株当たり純資産額(円)	1,133.28	1,176.94	1,277.55	1,372.03

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第81期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第81期 (2019年3月期)	第82期 (2020年3月期)	第83期 (2021年3月期)	第84期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)	15,658	16,097	15,958	17,530
経常利益(百万円)	1,607	1,596	1,870	2,392
当期純利益(百万円)	1,134	1,115	1,514	1,949
1株当たり当期純利益(円)	69.59	68.74	94.26	123.67
総資産(百万円)	22,714	22,468	24,646	25,390
純資産(百万円)	18,468	18,963	20,589	21,448
1株当たり純資産額(円)	1,132.50	1,180.31	1,281.47	1,369.07

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

3. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第81期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
石原化美(上海)商貿有限公司	1,600万人民元	100%	金属表面処理剤・自動車用化学製品等の販売
キザイ株式会社	44,000千円	100%	金属及び合成樹脂の表面処理薬品等の製造、販売

(6) 対処すべき課題

当社グループは、中長期経営方針及び中期経営計画に掲げる主力事業課題及び重点テーマを対処すべき課題とし、企業価値向上に向けて取り組んでおります。

① 中長期経営方針

「成長路線の創造」

自己開発、商品開発、市場開発の「三つの開発」を企業理念とし、ニッチ市場といわれる事業分野で高い市場占有率を維持し、基幹となる三つの分野で四つの事業を展開する事を基本とし、世界に通用する製品、技術、サービスを創造駆使し、グローバルに社会課題を解決し持続可能な社会の実現に貢献して、更なる成長をはかります。

② 重点課題

- イ. 隣接分野、新地域への参入によりプラスアルファ売上を創造します。
- ロ. 電子部品業界等において、先端半導体用めっき液等の付加価値の高い製品を市場投入し、市場を拡大していくことにより、高付加価値製品の売上及び売上総利益の増加をはかります。
- ハ. カーディーラーにおいて、エアコンクリーナーの更なる拡販に加え、新製品を導入・拡販することにより、市場拡大をはかります。
- ニ. 第5の事業の柱として、導電性銅ナノインク等金属ナノ粒子の新規電子材料の事業化を加速し、先端電子材料市場への参入、市場拡大をはかります。
- ホ. 中国現地法人、台湾支店、その他海外拠点の機能を高め、事業のグローバル化をはかります。

株主の皆様のご協力に厚くお礼を申し上げますとともに、今後のご支援とご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

区 分	主 要 品 目
金属表面処理剤及び機器等	錫及びハンダめっき液、化成処理液自動管理装置等
電 子 材 料	電子材料、セラミックス、エンジニアリングプラスチック等
自動車用化学製品等	つや出し剤、塗装補修コンパウンド、洗浄剤、消臭・除菌剤、溶接スパッター付着防止剤等
工 業 薬 品	酸、アルカリ、触媒、無機化合物等

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	兵庫県神戸市兵庫区
東 京 支 店	東京都台東区
滋 賀 工 場	滋賀県高島市今津町
神 戸 工 場	兵庫県神戸市西区
台 湾 支 店	台湾 新竹縣竹東鎮

② 子会社

名 称	所 在 地
石原化美(上海)商貿有限公司	中華人民共和国 上海市長寧区
キザイ株式会社	東京都中央区

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金属表面処理剤及び機器等事業	191 (30) 名	10名増 (3名増)
電子材料事業	12 (6) 名	6名減 (2名増)
自動車用化学製品等事業	45 (6) 名	2名増 (3名減)
工業薬品事業	13 (1) 名	— (—)
全社 (共通)	10 (—) 名	2名増 (—)
合計	271 (43) 名	8名増 (2名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定セグメントに区分できない研究開発部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
221(33)名	6名増(2名増)	39.63歳	13.31年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
2. 使用人数の (外書) は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 31,300,000株
 (注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を15,650,000株から31,300,000株に変更しております。
- ② 発行済株式の総数 16,308,280株
 (注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は8,154,140株増加しております。
- ③ 株主数 4,799名
- ④ 1単元の株式の数 100株
- ⑤ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
石 原 ケ ミ カ ル 取 引 先 持 株 会	1,154	7.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,029	6.5
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	758	4.8
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	728	4.6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	693	4.4
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	643	4.1
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	611	3.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	446	2.8
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	422	2.6
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	419	2.6

(注) 持株比率は自己株式(641,868株)を除いて計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 長	酒 井 保 幸	
常 務 取 締 役	内 田 衛	開発本部長
常 務 取 締 役	越 山 剛	営業本部長兼石原化美(上海)商貿有限公司 董事長
取 締 役	山 口 恭 正	管理本部長兼総務部長
取 締 役	谷 田 豊	生産本部長兼滋賀工場長
取 締 役	芝 一 教	第三営業部長
取 締 役	有 原 邦 夫	株式会社アリハラマネジメント 代表取締役社長
取 締 役	松 本 君 平	
常 勤 監 査 役	山 下 隆 史	
監 査 役	永 野 卓 美	税理士
監 査 役	芝 池 勉	公認会計士

- (注) 1. 有原邦夫氏及び松本君平氏は、社外取締役であります。
 2. 永野卓美氏及び芝池勉氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役永野卓美氏は、税理士資格を有し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 監査役芝池勉氏は、公認会計士資格を有し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 当社は、取締役有原邦夫氏及び松本君平氏、監査役永野卓美氏及び芝池勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、退任役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその業務遂行に起因して、株主や会社、従業員、取引先や競合他社等の第三者から、損害賠償請求を提訴された場合に被る役員個人の経済的損害（損害賠償金や争訴費用）を填補することとされています。ただし、法令違反の行

為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役報酬の基本方針

当社の取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役）の報酬については、短期および中長期にわたる企業価値の向上並びに持続的な成長へのインセンティブとして有効に機能し、各取締役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針といたします。

当社の取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬（定期同額給与）と変動報酬である取締役賞与（利益連動給与）によって構成し、株主総会で決定された取締役の報酬等の上限額の範囲内で支給いたします。

なお、社外取締役については、高い独立性の確保の観点から、月額報酬のみを支給することといたします。

また、取締役会は、取締役の報酬決定等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に資するため、取締役3名以上かつそのうち半数以上の独立社外取締役で構成された報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬（以下、「月額報酬（定期同額給与）」という）とし、世間水準、経営内容、会社業績、過去の支払い実績、従業員報酬の最高額などを参考に、各取締役の役位及び個人の成果に応じて決定いたします。

ハ. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、短期的な企業業績に連動する報酬として、各事業年度の利益を指標として次の算式により支給額を決定し、取締役賞与（以下、「利益連動給与」という）として支給いたします。支払日は、法令に定める期間内の範囲でその都度決定いたします。

① 利益連動給与支給額＝取締役月額報酬額×利益連動給与支給月数

なお、限度額は総額70百万円とする。

② 利益連動給与支給月数は、当該年度の連結ベースの利益連動給与算入前税金等調整前当期純利益（以下、Xとする。）と前年度の連結ベースの利益連動給与算入前税金等調整前当期純利益（以下、Yとする。）により算定した下記のテーブルに従い決定いたします。当該指標を採用した理由は、利益連動給与支給額の変動影響を除外した税金等調整前当期純利益が、会社業績の判断指標として適切であると考えられるためであります。なお、業績に大幅な変動があった事業年度の翌期には判定基準の見直しを行います。

《利益連動給与支給月数決定テーブル》

判定基準	支給月数
$1.05Y < X$	4ヶ月
$1.00Y < X \leq 1.05Y$	3ヶ月
$0.70Y < X \leq 1.00Y$	2ヶ月
$2億円 < X \leq 0.70Y$	1ヶ月

- 二. 金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬については、取締役報酬の基本方針に基づき、報酬委員会に諮問のうえ取締役会で決定いたします。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、利益連動給与の支給月数が上限となった場合、月額報酬（定期同額給与）の年額（12ヶ月分）と利益連動給与の比率が3：1となるように設計しております。

なお、中長期的な企業価値の向上に連動させるため、各取締役は月額報酬（定期同額給与）及び利益連動給与の一部を当社役員持株会の買付の拠出金に充当しております。

- ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の月額報酬（定期同額給与）の額については、取締役会で決定いたします。ただし取締役会は、同決定を代表取締役社長に委任することがあります。代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう、報酬委員会の協議を経て決定しております。

- ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	
	千円	千円	千円	名
取締役 (うち社外取締役)	165,900 (8,400)	128,700 (8,400)	37,200 (-)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18,000 (7,200)	18,000 (7,200)	- (-)	3 (2)
合 計	183,900	146,700	37,200	12

(注) 1. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額は、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会決議により定められたもので、年額230,000千円以内（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）であります。当該株主総会終結時点の員数は7名であります。

また、監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第57回定時株主総会決議により定められたもので、年額30,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の員数は4名であります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、利益連動給与算入前税金等調整前当期純利益であり、その実績は2,917,660千円であります。当該指標を選択した理由は、利益連動給与支給額の変動影響を除外した税金等調整前当期純利益が会社業績の判断指標として適切であると考えられるためであります。当社の業績連動報酬は、利益連動給与算入前税金等調整前当期純利益の対前年度増減率に連動する支給算式に基づいて算定されております。
4. 取締役会は、代表取締役社長酒井保幸氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、会社業績や各取締役の役割責任、貢献度などを勘案して決定するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、決定にあたっては、事前に報酬委員会に諮り、協議を経たうえで最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。
5. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）であります。上記の対象となる役員の員数と相違しておりますのは、2021年6月25日付で退任した取締役1名が含まれているためであります。

ト. 取締役の報酬等の方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の方針については、2021年1月29日開催の報酬委員会において審議され、同審議結果を踏まえ、2021年2月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

チ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し96,000千円の役員退職慰労金を支給しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役有原邦夫氏は、株式会社アリハラマネジメントの代表取締役社長であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動

- ・取締役有原邦夫氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、経営コンサルタントとしての幅広い見識や豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・取締役松本君平氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、企業経営および財務・会計に関する幅広い見識や豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

- ・ 監査役永野卓美氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中13回および監査役会13回中13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から財務・会計、その他経営全般について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 監査役芝池 勉氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中13回および監査役会13回中13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から財務・会計、その他経営全般について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 監査法人の名称： 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
	千円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社である石原化美（上海）商貿有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底をはかるため部長会等で事例報告を行い、これらを各部署で共有化し自部門の職務執行において法令、定款の適合性を点検する体制をとります。全社的には経営会議が中心となり、コンプライアンスに係る政策の立案、行動指針の決定を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会が、各部署のコンプライアンスの推進、統括を行います。また、取締役の職務執行の相互監視、監査役による取締役職務執行の監査、内部監査室による法令及び定款への適合性の確認並びに定期的な教育研修等の実施を通じて、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制の整備に努めます。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令で定められた議事録等の文書をはじめ取締役の職務の執行に係わる情報について、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理のため平時より業務に関し損失が発生する可能性のある事項を洗い出し、リスク発生を未然に防ぐよう各部署で対応します。全社的には経営会議が中心になりリスク管理に係る政策の立案、行動指針の決定を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会が各部署のリスク管理の推進、統括を行います。なお、不測の事態が発生した場合には、リスク情報を経営会議に集約するとともに、必要に応じ顧問弁護士等を含めた対策チームを編成し、迅速な対応策の決定、実行により損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制の整備に努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、効率的かつ健全な経営を可能にし、意思決定の迅速化がはかれる経営管理体制の充実と経営の透明性確保のため経営のチェック機能の充実に努めます。毎月開催する取締役会では重要な意思決定や取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営会議を定時、臨時を含め2ヶ月に1回程度開催し、経営全般に関する重要事項や絞り込んだテーマについて専門的、多面的な事前検討を行い内容を取締役に付議するなど取締役の職務執行が効率的に行われることを確保できる体制の整備に努めます。

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、子会社の業務執行の重要な事項については、当社の決裁事項または当社への報告事項とし、子会社からは月次決算書類や経営内容を的確に把握するための資料の提出を受け、子会社全体の経営状況を把握することにより、業務の適正の確保に努めます。

ロ. 当社は、リスク管理規程を子会社との共通規程として定め、企業集団における各種リスクを統合的に管理する体制の整備に努めます。

ハ. 当社及びその子会社は、子会社における経営に重要な事項について、子会社と事前に協議するなど緊密な連携を保ち、効率的な業務運営を図ります。

二. 当社の内部監査室は、子会社における内部監査を実施または統括し、子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証し、その結果を代表取締役へ報告します。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じて当該使用人を配置しているが、監査役が円滑に執行できるよう日常的に内部監査室等関連部門が協力体制を敷きます。なお、監査役より要請がある場合は、取締役及び他の役職者の指揮命令を受けずに監査業務に必要な事項を命令できる使用人を配置するものとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役または監査役会に内部監査及びリスク管理の状況、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令違反または定款違反並びに内部通報（ヘルプライン）の状況を適時報告するものとします。

監査役は、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めるとともに、稟議書の閲覧、取締役会他重要な会議への出席などを通じて業務執行状況の把握を行い、監査の実効性を確保します。また、監査役は、代表取締役社長との意思疎通をはかるため、監査上の重要事項について意見交換を実施します。

なお、コンプライアンス管理規程において、当社は業務に関して行われる法令違反が発生したことを通報した者に対して不利な取り扱いを行わない旨明記します。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務執行について支出した費用は必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時開催し、重要な意思決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
なお、当事業年度につきましては、取締役会を13回開催しております。
- ② 当社は、「監査役会規程」に基づき、監査役会を毎月1回開催し、経験や見識に基づいた客観的な立場から、経営執行の監視と課題の提起等を行っております。また、監査役は、取締役会や重要な会議への出席、稟議書等の閲覧等の方法により監査を実施しており、内部監査室や会計監査人より、随時監査状況についてヒヤリングを行うとともに、必要の都度相互の意見交換を行うなどの連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。
なお、当事業年度につきましては、監査役会を13回開催しております。
- ③ 当社は、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が各部門毎の業務執行状況をチェックし、改善を要する業務に関しては業務改善要求を出し、改善状況をフォローアップしております。
- ④ 当社は、「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会が各部門に対し、現場での具体的リスクに対する施策策定の指示及び施策内容の点検・見直しの指示を行うほか、全社のリスク管理状況の確認を行うとともに、四半期に1回以上委員会を開催し、内部統制の有効性の判定のため、情報開示委員会へ年2回状況を報告しております。

(6) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の企業理念及び経営方針を背景に、研究開発への重点的な注力や中期的な経営基本戦略に基づく経営の推進等により、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し、これによって株主の皆様へ長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたします。

当社は上場会社である以上、当社取締役会が当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはなく、一定以上の当社株式を買い付けようとする者が出現した場合、当該買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような当社株式の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような当社株式の買付行為に対しては、株主の皆様の事前の承認や株主の皆様の意思決定に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じるべきであると考え、これを当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針の実現に資する特別な取組みとして、当社の企業理念及び経営方針の下、新製品開発、新技術開発のための積極的な研究開発をはじめとする中期的な経営基本戦略の実行及びCSR活動を通じたコーポレート・ガバナンスの構築・強化等の施策により、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして継続した、2020年5月15日公表の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」（以下「本対応方針」といいます）は、大規模買付者が行う、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為等の大規模買付行為（予め当社取締役会が同意したものを除きます）に対する対応について定めております。

本対応方針においては、大規模買付者が本対応方針に定められたルールを遵守しない場合には、当社取締役会は当該ルールの違反のみをもって一定の対抗措置を発動することができることとしております。また、ルールを遵守した場合には、原則として、当社取締役会是对抗措置を発動しないものの、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合には、独立委員会に諮問の上その勧告を経て、又は、株主総会における株主の意思確認を経て、当社取締役会は一定の対抗措置を発動することができるというものですが、詳細な内容につきましては、2020年5月15日付の当社プレスリリースをご参照ください。（当社ホームページ：<https://www.unicon.co.jp/>）

④ 上記の取組みに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期的な経営基本戦略やコーポレート・ガバナンスの強化への取組みは、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指すための具体的方策として行われているものであり、まさに上記基本方針に沿うものと考えております。また、本対応方針は、ア 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものであること、イ 株主総会の承認を得て継続されるなど株主の皆様の意思に依拠したものであること、ウ 独立委員会の設置等、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みを採用していること等から、当社の企業価値・株主共同利益に合致するものであり、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,881,986	流 動 負 債	3,713,527
現金及び預金	5,535,879	支払手形及び買掛金	1,700,805
受取手形	208,934	電子記録債務	858,426
売掛金	3,725,149	未払法人税等	426,645
電子記録債権	601,316	賞与引当金	216,716
商品及び製品	877,418	役員賞与引当金	38,500
仕掛品	197,610	その他	472,432
原材料及び貯蔵品	646,296	固 定 負 債	676,223
その他	89,381	繰延税金負債	476,832
固 定 資 産	14,002,624	退職給付に係る負債	51,307
有 形 固 定 資 産	5,569,869	その他	148,083
建物及び構築物	3,125,229	負 債 合 計	4,389,751
機械装置及び運搬具	432,328	純 資 産 の 部	
土地	1,652,306	株 主 資 本	20,740,992
リース資産	91,212	資 本 金	1,980,874
建設仮勘定	40,977	資 本 剰 余 金	2,293,384
その他	227,815	利 益 剰 余 金	17,150,319
無 形 固 定 資 産	81,477	自 己 株 式	△683,585
投 資 其 他 の 資 産	8,351,277	その他の包括利益累計額	753,868
投資有価証券	7,303,865	その他有価証券評価差額金	756,475
退職給付に係る資産	436,621	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,607
その他	616,039	純 資 産 合 計	21,494,860
貸倒引当金	△5,250	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,884,611
資 産 合 計	25,884,611		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		19,036,683
売上原価		12,763,881
売上総利益		6,272,801
販売費及び一般管理費		3,917,486
営業利益		2,355,315
営業外収益		
受取利息	16,234	
その他	152,701	168,935
営業外費用		
支払利息	858	
その他	8,659	9,517
経常利益		2,514,733
特別利益		
固定資産売却益	169	
投資有価証券売却益	289,094	289,264
特別損失		
固定資産除却損	1,906	1,906
税金等調整前当期純利益		2,802,091
法人税、住民税及び事業税	701,587	
法人税等調整額	50,689	752,276
当期純利益		2,049,814
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,049,814

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ノ通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,980,874	2,293,384	15,481,102	△232,026	19,523,334
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△380,597		△380,597
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,049,814		2,049,814
自己株式の取得				△451,558	△451,558
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	1,669,217	△451,558	1,217,658
当連結会計年度末残高	1,980,874	2,293,384	17,150,319	△683,585	20,740,992

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	1,014,756	△11,965	1,002,790	20,526,124
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△380,597
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,049,814
自己株式の取得				△451,558
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△258,280	9,358	△248,922	△248,922
当連結会計年度変動額合計	△258,280	9,358	△248,922	968,736
当連結会計年度末残高	756,475	△2,607	753,868	21,494,860

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 石原化美（上海）商貿有限公司、キザイ株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、石原化美（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

- ・商品、製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年
機械装置及び運搬具 4年～10年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。なお、市場販売目的のソフトウェア、自社利用のソフトウェアについてはそれぞれ販売可能有効期間（3年）、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは金属表面処理剤及び機器等、電子材料及び自動車用化学製品等の各製品の製造、販売、工業薬品の商品仕入及び販売を主な事業とし、これらの製品及び商品の販売については顧客に製品及び商品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

なお、商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、当社は退職給付制度として確定給付企業年金制度を設けており、当連結会計年度末においては年金資産残高が退職給付債務見込額を上回るため、退職給付に係る資産を計上しております。

② 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は269,271千円減少しておりますが、損益に与える影響は軽微でありませぬ。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	6,910,466千円
----------------	-------------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,308,280株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	184,766	23.00	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年10月28日 取締役会	普通株式	195,830	25.00	2021年9月30日	2021年12月1日

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2021年6月25日定時株主総会決議及び2021年10月28日取締役会決議の1株当たり配当額は当該株式分割前の配当額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	219,329	14.00	2022年3月31日	2022年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行うために必要な設備投資資金については、原則として自己資金を充当しており、資金調達の予定はありません。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金については、自己資金を充当しております。

なお、資金運用においては、発行体の信用リスク、株価・為替の変動リスク、金利変動による債券価格の変動リスク、カントリーリスク等想定されるリスクについて、十分な検討を行い極力元本にリスクを生じさせない運用に努め、投機的利益の追求を主たる目的としあるいは営業の利益を害し、経営の遂行に支障をきたす運用は行わないことを原則としております。また、デリバティブ取引は、原則として行いません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。有価証券及び投資有価証券は、主に余資の運用目的の債券及び政策保有目的の株式であり、主として市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払い期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って営業部門がリスク低減を図っております。また、余資の運用目的の債券に係る信用リスクは、資金運用規程に従い、国債、地方債及び格付の高い債券を中心に運用しているため僅少であります。

債券及び株式に係る価格変動リスクは、経理部が毎月、時価を把握し評価するとともに、定期的に発行体の財務状況を把握して、取締役会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券	7,302,265	7,302,265	—

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式	1,600

(注3) デリバティブ取引

デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
有価証券及び投資有価証券				
株 式	1,607,915	－	－	1,607,915
地 方 債	－	3,890,880	－	3,890,880
社 債	－	1,803,470	－	1,803,470

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	金属表面処理 剤及び機器等	電子材料	自動車用 化学製品等	工業薬品	
日 本	3,147,179	666,891	2,947,491	4,402,872	11,164,435
台 湾	3,149,054	10,256	207	13,997	3,173,515
そ の 他	4,273,667	114,152	208,123	102,788	4,698,732
顧客との契約から生じる 収 益	10,569,901	791,299	3,155,823	4,519,658	19,036,683
そ の 他 の 収 益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	10,569,901	791,299	3,155,823	4,519,658	19,036,683

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等の3. 会計方針に関する事項の(4)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分				連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
期 首	残 高			26,828
期 末	残 高			28,115

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,372円03銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 130円01銭 |

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,932,743	流 動 負 債	3,509,209
現金及び預金	3,952,361	電子記録債権	858,426
受取手形	184,479	買掛金	1,578,944
電子記録債権	518,855	リース債権	4,509
商品及び製品	3,692,588	未払金	192,968
仕掛品	727,526	未払法人税等	413,216
材料及び貯蔵品	197,610	未払費用	34,675
前渡金	590,404	未払消費税	20,944
前払費用	14	前受り金	28,115
その他	19,925	預り金	38,642
	48,976	賞与引当金	191,000
固 定 資 産	15,457,541	役員賞与引当金	37,200
有形固定資産	4,869,014	その他	110,566
建物	2,937,956	固 定 負 債	432,639
構築物	171,638	リース債権	22,483
機械及び装置	410,028	繰延税金負債	316,481
車両運搬具	784	その他	93,674
工具、器具及び備品	188,739	負 債 合 計	3,941,849
土地	1,027,677	純 資 産 の 部	
リース資産	91,212	株 主 資 本	20,691,960
建設仮勘定	40,977	資 本 金	1,980,874
無 形 固 定 資 産	78,156	資 本 剰 余 金	2,293,384
ソフトウェア	78,005	資本準備金	2,254,875
その他	150	その他資本剰余金	38,508
投資その他の資産	10,510,370	利 益 剰 余 金	17,101,287
投資有価証券	7,303,865	利益準備金	180,076
出資金	1,130	その他利益剰余金	16,921,210
関係会社出資金	36,133	別途積立金	14,904,706
関係会社株式	2,138,089	繰越利益剰余金	2,016,504
従業員に対する長期貸付金	830	自 己 株 式	△683,585
長期前払費用	15,767	評価・換算差額等	756,475
前払年金費用	436,621	その他有価証券評価差額金	756,475
その他	583,182	純 資 産 合 計	21,448,435
貸倒引当金	△5,250	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,390,284
資 産 合 計	25,390,284		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		17,530,965
売上原価		11,896,945
売上総利益		5,634,020
販売費及び一般管理費		3,400,029
営業利益		2,233,990
営業外収益		
受取利息	238	
有価証券利息	15,455	
その他の	151,058	166,752
営業外費用		
支払利息	34	
その他の	8,656	8,691
経常利益		2,392,052
特別利益		
固定資産売却益	169	
投資有価証券売却益	289,094	289,264
特別損失		
固定資産除却損	1,906	1,906
税引前当期純利益		2,679,410
法人税、住民税及び事業税	680,927	
法人税等調整額	48,711	729,638
当期純利益		1,949,771

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ノ通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自 株	己 式	株 資 合	主 本 計	
	資 本 金	資 本			剰 余 金			利 益 剰 余 金							利 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金									
						別 積 立 金	繰 上 金	越 越 益 金							
当 期 首 残 高	1,980,874	2,254,875	38,508	2,293,384	180,076	13,804,706	1,547,330	15,532,112	△232,026	19,574,344					
当 期 変 動 額															
別途積立金の積立						1,100,000	△1,100,000	-					-		
剰余金の配当							△380,597	△380,597					△380,597		
当 期 純 利 益							1,949,771	1,949,771					1,949,771		
自己株式の取得												△451,558	△451,558		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)															
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,100,000	469,174	1,569,174	△451,558	1,117,615					
当 期 末 残 高	1,980,874	2,254,875	38,508	2,293,384	180,076	14,904,706	2,016,504	17,101,287	△683,585	20,691,960					

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	1,014,756	1,014,756	20,589,101
当 期 変 動 額			-
別途積立金の積立			
剰余金の配当			△380,597
当 期 純 利 益			1,949,771
自己株式の取得			△451,558
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△258,280	△258,280	△258,280
当期変動額合計	△258,280	△258,280	859,334
当 期 末 残 高	756,475	756,475	21,448,435

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

① 商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。なお、市場販売目的のソフトウェア、自社利用のソフトウェアについてはそれぞれ販売可能有効期間（3年）、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき計上しております。なお、当事業年度末においては年金資産残高が退職給付債務見込額を上回るため、前払年金費用を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は金属表面処理剤及び機器等、電子材料及び自動車用化学製品等の各製品の製造、販売、工業薬品の商品仕入及び販売を主な事業とし、これらの製品及び商品の販売については顧客に製品及び商品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は259,874千円減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,264,917千円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	274,601千円
短期金銭債務	253千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	349,199千円
仕入高	3,916千円
その他	28,805千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	641,868株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	58,407千円
未払事業税等	26,634千円
長期未払金（役員退職慰労金）	7,645千円
有価証券評価損	49,399千円
減損損失	54,560千円
関係会社出資金評価損	73,428千円
その他	18,566千円
繰延税金資産小計	288,642千円
評価性引当額	174,652千円
繰延税金資産合計	113,989千円
繰延税金負債	
前払年金費用	133,278千円
その他有価証券評価差額金	297,192千円
繰延税金負債合計	430,470千円
繰延税金負債の純額	316,481千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割等	0.2%
税額控除	△2.8%
その他	△1.1%
合計	27.2%

関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	石原化美(上海)商貿有限公司	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注)	349,199	売掛金	274,601

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っている。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,369円07銭
- 1 株当たり当期純利益 123円67銭

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

石原ケミカル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千原 徹也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村上 育史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石原ケミカル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石原ケミカル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

石原ケミカル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千原 徹也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 育史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石原ケミカル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画を策定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について審議を行ったほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画等に準拠し、代表取締役及び取締役会等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、面談又はウェブ会議等の手法を活用し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても往査又はウェブ会議により、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け必要に応じて説明を求め、内部監査室による各部署に対する内部統制モニタリングに立会い、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認し意見を表明しました。
 - ④会計監査人が独立・中立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、

必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

石原ケミカル株式会社 監査役会

常勤監査役 山下 隆 史 ㊟

社外監査役 永野 卓 美 ㊟

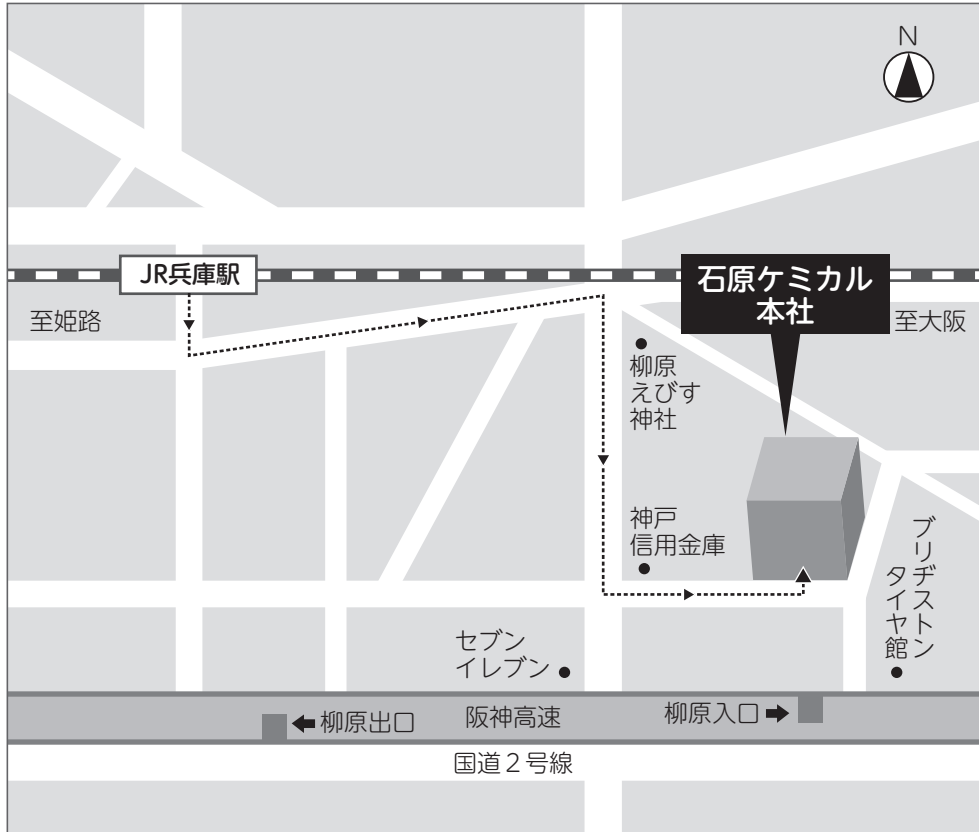
社外監査役 芝池 勉 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

〒652-0806 神戸市兵庫区西柳原町5番26号
当社本社 5階会議室
TEL 078 (681) 4801 (代表)



交通 JR神戸線兵庫駅下車 徒歩約5分

本株主総会ではお土産のご用意はございませんので、
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

石原ケミカル株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。